

5 信用毀損行為（営業誹謗行為）について

弁護士 草地 邦晴

Q5-1 信用毀損行為（営業誹謗行為）とは

競争会社を誹謗する行為が不正競争行為に該当する場合がありますと聞きました。どのような場合が、それにあたるのですか？

A5-1

競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為が、不正競争行為にあたります（2条1項14号）。

解説

市場において競争関係にある者が、他の営業者の営業上の信用を、虚偽の事実をあげて攻撃することで、自らの競争条件を有利にしようとする行為は、典型的な不正競争行為とされ、不競法は不正競争の一類型として定めている。

例えば、競争他社の製品について、事実ではない内容を記して誹謗する広告を出したり、取引先に文書を配布したりするような行為が典型例である。

その要件についてみると、「競争関係にある」ことは必要であるが、現に市場で競合していなくても、市場における競合が生じるおそれがあれば公正な競争秩序を維持する必要性が認められることから、この要件は比較的広く解されている。

「虚偽の事実」については、客観的な事実と異なっていれば足り（他方で事実である限りは、本条項の適用はない）、行為者が主観的にそれを真実であると認識していたとしても、本条項の適用が排除されるものではない¹。必ずしも具体的な指摘を含む必要はなく、例えば「粗悪品」「耐久性がない」といった評価を含むものであっても、ここにいう「事実」にあたると解されている。また、対象とされる相手方については、名称が明示されていなくても、第三者にそれが誰を指すのかが判別できる程度になっていれば足りる。

「告知」とは自己が関知した一定の事実を特定の人に知らせる行為を指し、口頭で知らせたり、文書の送付が典型である。「流布」とは、その事実を不特定又は多数人に広める（伝播）行為をいい、新聞雑誌への掲載が典型である²。もっとも、特定人への陳述によっ

て多数人への伝播がなされることもあり得るし、両者をあえて区別する実益は乏しく、その方法も限定されない。

訴訟事案の記者会見や報道機関の取材において、当事者としての経緯や見解、主張内容の説明等を行うこと自体は、直ちに競争者の信用を毀損するものとはいえず、虚偽事実の告知があったとは言えないが³、自己の請求内容や主張内容の説明を超えて、相手方を中傷、誹謗する行為は、その事実が認定できなければ、虚偽事実の告知、流布に該当しうる⁴。

Q5-2 警告書の送付と信用毀損行為

当社と競争関係にあるA社が、当社が保有する特許権を侵害して製造された商品を製造・販売していることが分かりました。A社に警告書を送付する予定ですが、A社の取引先にもA社が特許権侵害をしている旨を通知しようと思いますが、問題はありませんか？

A5-2

万一、特許権の侵害が認められなかった場合や、特許権が無効とされた場合などには、信用毀損行為に該当する可能性がありますので、事前に慎重に検討しておく必要があります。

解説

特許権の侵害行為が客観的な事実として認められる場合には、少なくとも不競法上の信用毀損行為には該当しない。

しかし、特許権の技術的範囲に属するか否かの判断は微妙なもので、見解の相違を生じることも少なくない。また特許権自体が後に無効とされる可能性もありうる。そのため、特許権の有効性と侵害性を確信して警告を行った場合であっても、紛争となり訴訟で敗訴となった場合に、逆に虚偽事実の告知を行ったのではないかが問題となることがある。実際、こうした取引先等への特許権侵害に基づく警告などが行われた場合には、逆に不競法違反を理由とした請求がなされることは珍しくない。

そして、訴訟において、特許権侵害が認められなかった場合、競争者であるA社への直接の警告は、特許権侵害がなくともA社の外部的な評価、信用を害するものではないので、本条項の違反となるものではないが、その取引先への特許権侵害の事実の通知は、信用毀損行為に該当し、事前の高度の注意義務を課した上で、過失を認めるというのが従来の判例や学説の趨勢であった⁵。

確かに、知的財産権の侵害が取引先に通知されると、取引先は紛争に巻き込まれること自体を嫌い、侵害の有無にかかわらず取引を控えることも少なくないため、それ自体で致命的な打撃を被ることがあり、侵害がない以上、信用毀損行為の該当性は肯定せざるを得ない。

しかし、特許権者は、自己の特許権を侵害する者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる(特許法100条)ところ、このような通知が全て不正競争行為とされて損害賠償義務までも負担すべきことになる、特許権者の権利行使をあまりにも萎縮させてしまうという問題性も指摘されてきた。

そのため、最近では、特許権者による告知行為が、販売店など直接侵害者ともなりうる者に対してなされ、その取引先自身に対する特許権等の正当な権利行使の一環としてなされたものであると認められる場合には、違法性が阻却される⁶との判決が見られるようになった。ただ、侵害がなかったにもかかわらず、違法性が認められないことには批判も強く、少なくとも故意過失がないと判示する判決⁷もみられる⁸。

これまでの判例等の傾向も踏まえると、取引先への通知は、万一非侵害と判断された場合にその責任を問われることがあり得、これを免れるためには、訴訟提起にあたって通常要求される程度の十分な事実調査、法的検討が行われていることはもちろんのこと、さらに文書の形式や配布時期、期間、数、競業者との関係や、競業者との交渉の経緯、権利行使萎縮のおそれや、害される競業者の利益等、諸般の事情を総合的に考慮した上で、正当な権利行使の一環として行われたものと認定されるような状況のもとに行われることが必要であり、事前に慎重に検討しておくことが求められる。

Q5-3 比較広告と信用毀損行為

当社と競争関係にあるB社の製品と当社の製品の性能を比較した一覧表を作成して広告にのせ、営業に回ろうと考えていますが、注意すべき点はありますか？

A5-3

比較広告については、その内容に虚偽の事実が含まれる場合には、不正競争行為(信用毀損行為)になるおそれがあります。また、景表法⁹4条1項は、商品の内容や取引条件について、競争者よりも著しく優良又は有利であると消費者に誤認させる表示を不当表示として規制していますので、この点にも留意が必要です。

解説

一般に、比較広告とは、自己の供給する商品や役務について、競争関係にある特定の商品等を比較対象として示し、商品等の内容や取引条件に関して、測定、評価することによって比較する広告をいう。

客観性の担保された比較広告は、消費者が商品等を選択するにあたって、商品の性能、品質、取引条件等を適切に比較するための情報を提供するものとなるので、公正な競争を阻害するものではなく、禁止されていない。

しかし、比較広告はその対象とされる商品等の間での優劣関係を相対的に示すものであるから、その事実虚偽が含まれている場合(自己の商品等に関するものも競争者の商品等に関するものも含まれる)、比較の対象とされた競争者の信用を害するものとなり、本条項の対象となり得る。

また、景表法4条1項は、商品や役務の品質等の内容、価格等の取引条件について、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して競争者よりも著しく優良であると示す表示で不当に顧客を誘因するものを不当表示として規制しており、比較広告については、「比較広告に関する景品表示法上の考え方」(比較広告ガイドライン)¹⁰が定められている。

ここでは、不当表示とならないためには、

- ①比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること
- ②実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること
- ③比較の方法が公正であること

の3要件が全て満たされていることが必要とされている。

従って、実証されていない事項をあげたり、重要でない事項をことさらに強調して比較したり、恣意的な選択によるなど不公正な基準により比較したり、情報提供ではなく、単に競争者や商品の中傷し、誹謗するものなどは、不当表示として違法となり得る。さらに、虚偽の事実が含まれる場合には、不競法に違反するものともなり得るところであるので、これらの点に注意をすることが必要である¹¹。

Q5-4 信用回復措置

当社と競争関係にあるC社が、当社の製品について欠陥があるとの記載を含む文書を、取引先に配布して営業に回っているようなのですが、その事実は誤解に基づくもので事実ではありません。

当社としては、こうした行為をやめさせたいと思っていますが、C社にどのような請求をすることができ
ますか？

A5-4

その行為の停止を請求することができ、これにより
損害が生じている場合には、賠償を請求することがで
きます。また、その信用を回復するのに必要な措置を
求めることができます。

解説

不競法3条1項は、不正競争によって営業上の利益を
侵害されている者は、その営業上の利益を侵害する者
又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止
又は予防を請求することができる旨を定めている。ま
た、同条2項は、侵害の行為を組成した物の廃棄等を
請求することができる旨を規定する。

従って、C社に対しては、事実に反する製品の欠陥
を記載した文書の配布や告知行為の停止や、文書の廃
棄などを請求することができる。これらの差止請求権
の行使には、C社の故意、過失は要件とならない。

次に、C社の行為により損害が発生している場合に
は、その損害の賠償をC社に請求することができる(4
条)。但し、C社に故意、過失が存することが要件と
なる。損害には取引の喪失による逸失利益が含まれる
が、信用毀損自体による無形の損害についても金銭に
よる賠償を求めることができる¹²。

また、C社に故意、過失が認められる場合には、裁
判所は、損害賠償に代えて、あるいは損害賠償ととも
に、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置
を命じることができる(不競法14条)。その方法として
一般的なものとしては、新聞等への謝罪広告の掲載が
ある。

- 11 独占禁止法2条9項6号に基づき定める不公正な取引方法にも、ぎ
まんの顧客誘引として、自己の供給する商品又は役務の内容又は
取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの
又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に
誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不
当に誘引すること(一般指定8号)が定められている。
- 12 不正競争による営業上の利益の侵害にかかる訴訟の場合、民訴法
248条は「損害が生じたことが認められる場合において、損害の
性質上その額を立証することが極めて困難であるときは」、不競
法9条は、「損害が認められる場合において、損害額を立証するた
めに必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難で
あるときは」、いずれも裁判所は相当な損害額を認定することが
できるとしており、両規定の適用も受けうる。

1 過失については具体的な事情により、損害賠償義務の成否に関し
て、故意過失が否定される場合はありうる。
2 小野昌延編著・新注解不正競争防止法(第3版)上巻804頁
3 東京地判H14. 11. 14 東京地判H15. 9. 30
4 東京地判H13. 8. 28(但し控訴審東京高判H14. 6. 26は、受け手の
属性等を踏まえて普通の注意と聞き方を基準として判断すべきと
してこの事案では否定)
5 東京地判H14. 4. 24等
6 東京高判H14. 8. 29 東京地判H16. 8. 31等
7 知財高判H23. 2. 24
8 差止請求は過失を要件とせず、損害賠償は過失を要件とするた
め、違法性阻却と考えるといずれも成立しないが、無過失と考
えらるると差止請求は成立し、損害賠償が成立しないことになる。
9 不当景品類及び不当表示防止法
10 [http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_37.
pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_37.pdf)